第十二条第五項の表都道府県の項第一号算式の符号AJ_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$AK_{23}=0.006$」を「$AK_{23}=0.030$」に改め、同号算式の符号AK_{25}の次に次のように加える。

			$AK_{26}=0.003$ AL_n　平成ｎ年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成26年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成26年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第２条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成26年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 $AM_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第二号算式中「$\sum_{n=6}^{15}$」を「$\sum_{n=7}^{15}$」に、「$\sum_{n=6}^{13}$」を「$\sum_{n=7}^{13}$」に、「$\sum_{n=11}^{25}$」を「$\sum_{n=11}^{26}$」に、「162,000円」を「168,000円」に改め、同号算式の符号C_6を削り、同号算式の符号中「$C_{13}=0.021$」を「$C_{13}=0.020$」に改め、同号算式の符号E_6を削り、同号算式の符号E_7イ中「0.014」を「0.013」に改め、同号算式の符号中「$I_{17}=0.034$」を「$I_{17}=0.033$」に改め、同号算式の符号K_n中「0.014」を「0.012」に、「0.016」を「0.007」に改め、同号算式の符号中「$K_{12}=0.016$」を「$K_{12}=0.015$」に改め、同号算式の符号O_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{18}=0.032$」を「$P_{18}=0.031$」に、「$P_{20}=0.033$」を「$P_{20}=0.032$」に、「$P_{23}=0.006$」を「$P_{23}=0.030$」に改め、同号算式の符号P_{25}の次に次のように加える。

			$P_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{25}$」を「$\sum_{n=11}^{26}$」に、「6,060円」を「6,210円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号C_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号中「$D_{14}=0.032$」を「$D_{14}=0.031$」に、「$D_{18}=0.032$」を「$D_{18}=0.031$」に、「$D_{20}=0.033$」を「$D_{20}=0.032$」に、「$D_{23}=0.006$」を「$D_{23}=0.030$」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号D_{25}の次に次のように加える。

			$D_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{25}$」を「$\sum_{n=11}^{26}$」に、「5,860円」を「6,000円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号C_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号中「$D_{14}=0.032$」を「$D_{14}=0.031$」に、「$D_{18}=0.032$」を「$D_{18}=0.031$」に、「$D_{20}=0.033$」を「$D_{20}=0.032$」に、「$D_{23}=0.006$」を「$D_{23}=0.030$」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号D_{25}の次に次のように加える。

			$D_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第四号算式中「60,500円」を「58,900円」に改め、同号算式の符号中「$C_{11}=0.0264$」を「$C_{11}=0.0260$」に、「$C_{12}=0.0260$」を「$C_{12}=0.0256$」に、「$C_{13}=0.0264$」を「$C_{13}=0.0260$」に、「$C_{15}=0.0272$」を「$C_{15}=0.0268$」に、「$C_{16}=0.0273$」を「$C_{16}=0.0270$」に、「$E_6=0.0150$」を「$E_6=0.0108$」に、「$E_7=0.0147$」を「$E_7=0.0146$」に、「$E_8=0.0203$」を「$E_8=0.0201$」に、「$E_9=0.0194$」を「$E_9=0.0192$」に、「$E_{10}=0.0191$」を「$E_{10}=0.0189$」に、「$E_{11}=0.0252$」を「$E_{11}=0.0250$」に、「$E_{12}=0.0241$」を「$E_{12}=0.0239$」に、「$E_{13}=0.0243$」を「$E_{13}=0.0241$」に、「$E_{14}=0.0230$」を「$E_{14}=0.0228$」に、「$E_{15}=0.0272$」を「$E_{15}=0.0268$」に、「$E_{16}=0.0273$」を「$E_{16}=0.0270$」に改め、同項第五号算式中「$\sum_{n=18}^{25}$」を「$\sum_{n=18}^{26}$」に、「52,000円」を「53,100円」に改め、同号算式の符号中「$C_{18}=0.0670$」を「$C_{18}=0.0660$」に、「$C_{20}=0.0660$」を「$C_{20}=0.0650$」に、「$C_{21}=0.0560$」を「$C_{21}=0.0660$」に、「$C_{23}=0.0110$」を「$C_{23}=0.0520$」に改め、同号算式の符号C_{25}の次に次のように加える。

			$C_{26}=0.0040$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式中「$\sum_{n=16}^{25}$」を「$\sum_{n=17}^{26}$」に、「$\sum_{n=11}^{25}$」を「$\sum_{n=11}^{26}$」に、「$\sum_{n=6}^{13}$」を「$\sum_{n=7}^{13}$」に、「112,000円」を「110,000円」に改め、同号算式の符号N_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$O_{16}=0.065$」を削り、「$O_{23}=0.005$」を「$O_{23}=0.044$」に改め、同号算式の符号O_{25}の次に次のように加える。

			$O_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号P_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$Q_{11}=0.026$」を「$Q_{11}=0.011$」に、「$Q_{12}=0.028$」を「$Q_{12}=0.029$」に、「$Q_{23}=0.007$」を「$Q_{23}=0.027$」に改め、同号算式の符号Q_{25}の次に次のように加える。

			$Q_{26}=0.005$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号R_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$S_{16}=0.065$」を削り、「$S_{23}=0.005$」を「$S_{23}=0.044$」に改め、同号算式の符号S_{25}の次に次のように加える。

			$S_{26}=0.003$

第十二条第五項の表都道府県の項第六号算式の符号T_n中「平成25年度」を「平成26年度」に改め、同号算式の符号中「$U_{11}=0.026$」を「$U_{11}=0.011$」に、「$U_{12}=0.028$」を「$U_{12}=0.029$」に、「$U_{23}=0.007$」を「$U_{23}=0.027$」に改め、同号算式の符号U_{25}の次に次のように加える。

			$U_{26}=0.005$